公益社団法人日本水道協会会費規程

平成24年10月17日第81回総会制定

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本水道協会定款第11条第1項の規定に基づき、入会 金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、正会員にあっては10,000円、特別会員にあっては3,000円、賛助会員に あっては20,000円とする。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、本協会から入会の承認を得た日から60日以内に納入しなければならない。

(会 費)

- 第4条 会費は、次の通りとする。
 - (1) 正会員は、年額43,000円の均等負担額に前々年度の年間有収水量(受託地方公共団体にあっては、委託された給水区域に対する年間有収水量とし、委託地方公共団体にあっては、その年間有収水量から、委託した給水区域に対する年間有収水量を控除したものをいう。)に対し、100万立方米までは10万立方米までにつき3,000円、100万立方米を超える分については10万立方米までにつき1,830円、1,000万立方米を超える分については10万立方米までにつき910円、1億立方米を超える分については10万立方米までにつき330円の割合で計算した水量割負担額を加えた額とする。ただし用水供給事業における水量割負担額については、この基準により計算して得た額の2分の1に相当する額とする。
 - (2) 特別会員は、年額14,000円とする。
 - (3) 賛助会員は、入会時に希望する級数に応じることとし、1級は年額1,000,000円、2級は年額650,000円、3級は年額330,000円、4級は年額200,000円とする。なお、級数は年度毎に会員の希望に応じて変更できるものとする。

(会費の納期)

- 第5条 前条の会費は、毎年4月1日より6月30日までに納入しなければならない。 (中途入会の会費及び納期)
- 第6条 年度の中途に入会した会員の当該年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年額の半額とする。
- 2 前項の会費は、本協会から入会の承認を得た日から60日以内に納入しなければならない。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

付 則

この規程は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。